

はじめに



高知県では、平成26(2014)年3月に「高知県人権施策基本方針―第1次改定版―」(推進期間:平成26(2014)年度~30(2018)年度)を策定し、県民に身近な10の人権課題(同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権)を掲げ、その解決に向けてこの5年間、人権教育や人権啓発の様々な取組を行ってまいりました。

しかし、私たちの社会では、痛ましい児童虐待事件やいじめ、様々なハラスメントにかかわる深刻な事案が発生し、インターネット上での誹謗中傷や悪質な差別書き込みが後を絶たないなど、深刻な人権問題が存在しています。

「第1次改定版」の推進期間中には、「部落差別解消推進法」をはじめとするいわゆる「人権三法」や「いじめ防止対策基本法」の施行、外国人人材の受け入れが拡大される、など、人権を取り巻く社会情勢は大きく変化してきました。

今回、あらたに策定いたしました「第2次改定版」は、「第1次改定版」の取組を引き継ぐとともに、県民に身近な人権課題に「性的指向・性自認」を加え、それぞれの人権課題に関する国際社会、国、県の動向を概観するとともに、私たちがおかれている現状と課題を検証し、平成31(2019)年度からの5年間の推進方針と具体的な取組、そして5年後の目指すべき姿と「達成目標」を掲げております。

関係機関や市町村との連携を強化しながら、一つひとつの取組を着実に実行してまいります。

そしてなにより「人権」について一人ひとりが正しい理解と認識を深めることにより、「真に人権が尊重される明るい社会」の実現にむけ、企業や県民の皆さまにおかれましても、それぞれの職場や地域、家庭で積極的な取組をお願いいたします。

最後に、「第2次改定版」を策定するに当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました「高知県人権尊重の社会づくり協議会」の委員の皆さま、ご協力いただきました関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

平成31年3月

高知県知事 尾崎 正直